公金受取口座に係る対応の概要

※デジタル庁提供資料より改変。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の概要

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座 情報の提供を求めることができることとするとともに、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする。

1. 公的給付支給等口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる一の預貯金口座を、以下いずれかの方法により内閣総理大臣に申請し、マイナンバーとともに登録を受ける。

①マイナポータルからオンライン申請、②預貯金者の同意により、行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、③金融機関における 登録申請

2. 行政機関等への口座情報の提供

行政機関の長等は、公的給付の支給等に必要があるとき、内閣総理大臣に対し、登録された口座情報の提供を求めることができる。

3. 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための仕組み

(1) 特定公的給付

内閣総理大臣は、①国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給される もの 又は②経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの、 を特定公的給付として指定する。

(2) マイナンバーを利用した管理

行政機関等の長は、特定公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用し管理することができる。

※施行日:公布日から2年以内(特定公的給付に係る規定は公布日、金融機関における申請は公布日から3年以内)

公金受取口座を活用した給付について①(1回きりの給付の場合)

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」がR4.1月に施行され、R4.10月以降、以 下の運用が求められている(R4.10~12月は試行運用期間、R5.1月以降は本格運用)。

- 住民は、マイナポータル(デジタル庁)を通じて口座情報登録システムに「公的給付支給等口座(公金受取口座)」を登録する。
- 当該口座登録をしている住民は、行政機関等に給付を申請する際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となる。
- 行政機関等は、給付を行う際に、口座情報登録システムから公金受取口座情報を取得した上で、住民に支給を行う。

①公金受取口座登録

②給付申請(+利用意思表示))

③行政機関等における口座「静岡な得」

④支給手続

国民→口座情報登録システム

国民→行政機関等

行政機関等→口座情報登録システム

行政機関等→国民

- 利用者(住民)は、マイナポータル において口座情報登録システムに、 公金受取口座の事前登録を実施
- 登録者(住民)が行政機関等に対し て(各給付の)給付申請を行う際に、 受取口座として、登録した公金受取 口座を利用する旨を意思表示
- 行政機関等が、情報提供NWSによ る情報連携により口座情報登録シス テムから公金受取口座情報を取得
- ※ オンライン申請の場合は、API連携により利 用者(住民)が公金口座情報を自動入力でき る場合あり。

(1)公金受取口座照会

情報提供NWS

(2)公金受取口座取得

行政機関等は、公金受取口座に振込 を実施

国民

名前

口座情報登録システム (デジタル庁)

行政機関等

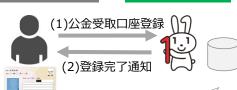
行政機関等

口座情報登録システム (デジタル庁)

99

行政機関等

金融機関



公金受取口座登録名簿(イメージ)

口座情報

ABC銀行

1234567

Aさん 霞ヶ関支店



個人番号

123XXX



XXXX

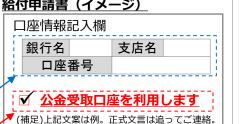


個人番号

給付申請 (+公金受取口座

利用の意思表示)

国民



123XXX



名前	口座情報	公金受取 口座750	хххх
Aさん	ABC銀行 霞ヶ関支店 1234567	利用	xxxx
Bさん	〇銀行 XXXXX	-	XXXX



振込実施

国民

口座 ABC銀行 霞ヶ関支店 1234567

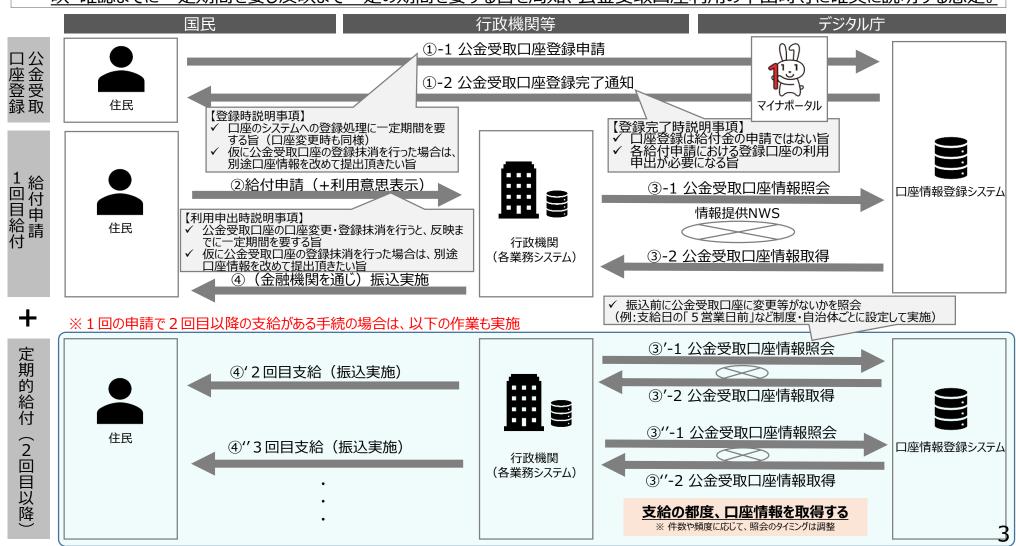
公金受取口座未設定、又は、当該給付申請で公金受取 口座利用意思のない方は(従来どおり)口座情報を記載

公金受取口座設定済、かつ、当該給付申請で公金受取 口座利用意思がある方は、口座情報を記載せず図を記入

個人番号も併せて記入(ただし行政機関側で対象者のマイナンバーを把握している場合は省略も可)

公金受取口座を活用した給付について②(定期的に行う給付の場合)

- 公金受取口座は、マイナポータル等から一度登録した後も、登録者(住民)による口座の変更や抹消がいつでも可能であるため、 1度の給付申請で、定期的な支給を行う手続の場合は、当該支給を行う前に公金受取口座が変更されていないか、 行政機関(※照会を自動化する場合は、当該行政機関の各業務システム)において、支給の都度、口座情報を照会することとなる。
- <u>HP等における各給付金の申請案内において、公金受取口座の変更・登録抹消を行った場合は、口座情報登録システムへの反</u> 映・確認までに一定期間を要し反映まで一定の期間を要する旨を周知、公金受取口座利用の申出時等に確実に説明する想定。



公金受取口座情報を活用した公金給付の実施に向けたスケジュール(案)

